

入札説明書

宮崎県水産試験場が行うリアルタイム PCR システムの賃貸借に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 7 の (1) に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 6 月 1 2 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 リアルタイム PCR システムの賃貸借
- (2) 契約期間 令和 8 年 9 月 1 日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで (6 0 月)
- (3) 納入期限 令和 8 年 8 月 3 1 日
- (4) 納入場所 宮崎市青島 6 丁目 1 6 番 3 号
宮崎県水産試験場

3 契約内容の仕様及び数量等
別紙仕様書のとおり

4 契約に係る特記事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7 年宮崎県条例第 8 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の (2) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同上第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が「賃貸業務」で「電算機器」もしくは「その他」であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもので

ないこと。

- (5) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む）を有する者であること。

6 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、令和8年6月24日（火曜日）午後5時までに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（別紙様式1）を下記7の(1)まで持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る）すること。

入札参加資格確認結果は、令和8年6月26日（金曜日）までに書面により通知する。

7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号
宮崎県水産試験場 管理課
- (2) 期間 令和8年6月12日から令和8年6月24日まで
（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号
宮崎県水産試験場 管理課
- (2) 期間 令和8年6月12日から令和8年6月24日まで
（土曜日、日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
- (3) 入札説明会は、実施しない。

9 入札

入札に参加する者は、別紙様式2による入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 〒889-2162 宮崎市青島6丁目16番3号
宮崎県水産試験場 管理課
- (2) 提出期限 令和8年6月30日（火曜日） 午前9時50分まで
- (3) 入札書の記載方法
令和8年6月30日（入札書提出期限日）以前の日付を記入すること。
また、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）いずれの場合も提出期限内必着で提出するとする。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (5) 入札方法
2の(1)の案件について入札を実施する。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『6月30日開封「リアルタイムPCRシステムの賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。
なお、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『6月30日開封「リアルタイムPCRシステムの賃貸借」の入札書在中』と朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県水産試験場2階会議室
宮崎市青島6丁目16番3号
- (2) 日時 令和8年6月30日 午前10時
- (3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

11 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は1回を限度とする
- (3) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。
- (4) 再度入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したと見なす。
- (5) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去2年間の実績に関しては本件入札の落札者に提出を求める。）

13 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県水産試験場 管理課
宮崎市青島6丁目16番3号
電話番号：0985-65-1511

16 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨